

あきる野市市有施設への愛称付与（ネーミングライツ）事業

質問回答書（１１月１５日更新版）

あきる野市企画政策部企画政策課

番号	分類（施設名）	質問事項	回答	回答日
1	共通	募集要項では、命名権料は毎年度支払うこととされておりますが、協定の締結期間分の命名権料を一括してお支払することはできませんでしょうか。	命名権料の支払いについては、募集要項で「毎年度、４月末までに当該年度分を市が指定する口座に一括で振り込むものとします」と記載しておりますが、協定の締結期間分を一括してお支払いいただくことも可能です。 ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、協定が解除された場合、事前にお支払いいただいた命名権料のご返金は出来ませんので、ご承知おきください。	11月15日